

路上喫煙禁止条例の一部改正に関するパブリックコメント

(令和7年(2025年)6月2日から6月30日まで)の市民意見に対する市の考えかた

提出された意見の数:47件

市内全域を禁止地区にすること、禁止地区を拡大・縮小することについて

今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。

パブリックコメントを踏まえ、禁止地区を以下のとおりとします。(別図参照)

- ・**箕面萱野駅**
素案のとおりとします。
- ・**箕面船場阪大前駅**
駅への動線を考慮し、歩行者デッキと一体となる範囲を加えて素案より禁止地区を拡大します。
- ・**桜井駅**
駅への動線を考慮し、一体となる範囲を加えて素案より禁止地区を拡大します。
- ・**牧落駅**
素案のとおりとします。
- ・**箕面駅**
素案のとおりとします。

喫煙所の設置について

喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。

加熱式たばこ、電子たばこの規制について

条例で規制の対象とする「たばこ」は、紙巻きたばこや加熱式たばこであり、電子たばこは規制の対象外となります。

これは健康増進法における「たばこ」の定義と同じであり、規制の対象となる「たばこ」について、より明確にするため条例に定義を追加します。

健康増進法における「たばこ」の定義は、「たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品」であり、電子たばこは、この定義に含まれていません。

喫煙のルールについて

市内全域において、条例では、市民等の責務として、「路上喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないようにしなければならない」と規定しています。

また、箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等の責務として、「自宅等以外の場所で喫煙しようとするときは、ポイ捨てにつながる歩行中の喫煙を避け」ることを遵守するよう努めなければならないと規定しています。

一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行います。

周知啓発について

周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。

ポイ捨てについて

ポイ捨てを規制する条例の制定を求めましたが、ポイ捨てについては、平成22年(2010年)4月から「箕面市まちの美化を推進する条例」により、既に市内全域で禁止されています。

今回のご意見により、ポイ捨て禁止の周知啓発が十分ではないことが明らかになりましたので、今後、路上喫煙禁止条例の改正と合わせて、まちの美化を推進する条例の周知啓発も行います。